

所定疾患施設療養費 算定条件

- ①肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎のいずれかに該当する入所者に対する治療管理であること
  - ②対象となる入所者に対し投薬、検査、注射、処置等（肺炎、尿路感染症に関しては検査を実施した場合に限る）を行うこと
  - ③診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容を診療録に記載すること
  - ④診断、診断日、投薬、検査、注射、処置の内容等（近隣の医療機関と連携し実施した検査等を含む）を診療録に記載すること
  - ⑤所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌月以降、前年度の当該入所者への投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表すること
  - ⑥介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること
- ※所定疾患施設療養費（Ⅰ）（Ⅱ）は、いずれか一方のみ算定できる。
- ※所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、同一の入所者に対して1月に1回、連続する7日を限度として算定できる。
- ※所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、同一の入所者に対して1月に1回、連続する10日を限度として算定できる。
- ※所定疾患施設療養費は、緊急時施設療養費を算定した日は算定できない。

疾患名	サービス提供月		2022.4		2022.5		2022.6		2022.7		2022.8		2022.9		2022.10		2022.11		2022.12		2023.1		2023.2		2023.3		
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	
肺炎	5	18	0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	1	3	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	10	35	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16	0	0	1	7	1	4	1	2	1	3	
带状疱疹	5	27	0	0	0	0	0	0	1	7	1	2	1	5	0	0	1	7	0	0	0	0	1	6	0	0	
蜂窩織炎	4	20	0	0	1	4	0	0	0	0	1	6	1	7	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	24	100	1	3	1	4	0	0	1	7	4	16	3	15	8	26	1	7	1	7	1	4	2	8	1	3	